

簡易な収入額の申立書（申請者本人用）

- 「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒に提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の令和3年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せて提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

① 申請者の令和3年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

		※年間の額をご記入ください					注意事項
		金額					
養育費 【A】					円		※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入 【B】					円		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類の写し（コピー）をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入 【C】					円		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿などの収入額が分かる書類 の写し（コピー）をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a - b)					円		※「年金収入【a】 - 児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入 【a】					円		※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類 の写し（コピー）をご提出ください。
児童扶養手当 相当額 【b】					円		※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記入不要です。

※児童扶養手当相当額【b】に記入する数値は、下の早見表の内、該当の支給額（年額）をご記入ください。

令和3年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童数 0人	0円	0円
児童数 1人	121,920円	10,160円
児童数 2人	183,000円	15,250円
児童数 3人	219,600円	18,300円
児童数 4人	256,200円	21,350円

※児童が5人以上いる場合は、1人増えるごとに「36,600円（年額）」を加算してください。

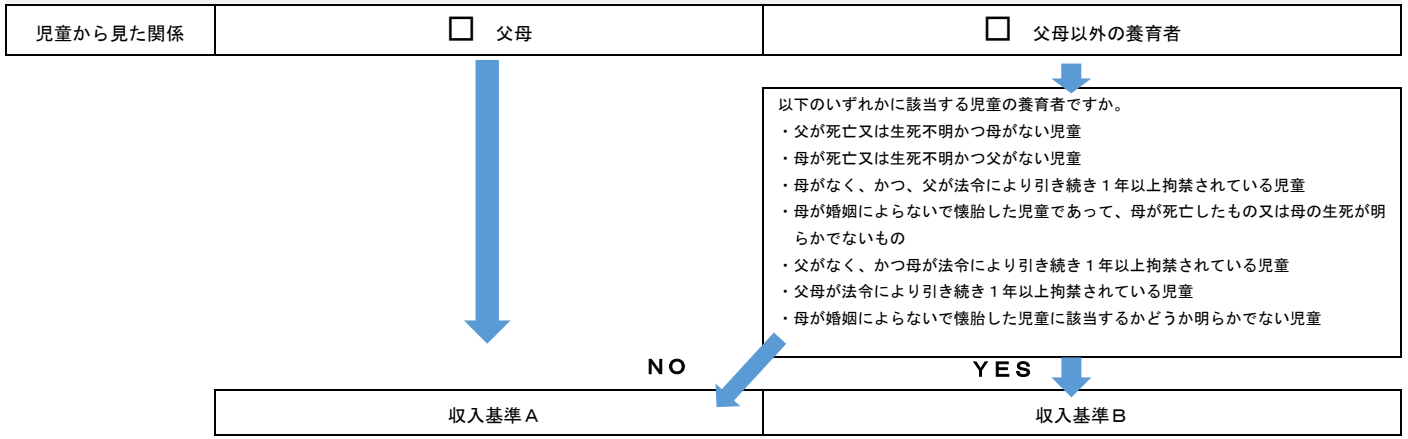
② 令和3年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A + B + C + D)					円		※A、B、C、Dの収入額の合計額をご記入ください。
--------------------------	--	--	--	--	---	--	---------------------------

（次ページに続きます）

③ 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童を含む）又は養っている親族以外の児童（令和3年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名等をご記入ください。

収入基準 A の方				収入基準 B の方		
No.	フリガナ	該当する場合は◎又は○		No.	フリガナ	該当する場合は○
	氏名	16歳以上23歳未満の親族(◎)	70歳以上の親族、配偶者(○)		氏名	70歳以上(配偶者以外)の親族
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		

(3) (2) で記入した方の人数にチェック (✓) を入れてください。

チェック欄	(2) の人数	基準額	チェック欄	(2) の人数	基準額
	0人	3,114,000円		0人	3,725,000円
	1人	3,650,000円		1人	4,200,000円
	2人	4,125,000円		2人	4,675,000円
	3人	4,600,000円		3人	5,150,000円
	4人	5,075,000円		4人	5,625,000円
	人	円		人	円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>i</td><td>(3) で選択した基準額</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td>ii</td><td>(2) の「◎」の数×150,000円</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td>iii</td><td>(2) の「○」の数×100,000円</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td></td><td>収入基準額 (i + ii + iii)</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">V</td></tr> <tr><td></td><td>年間収入額 (表面の②)</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> </table>	i	(3) で選択した基準額	_____円	ii	(2) の「◎」の数×150,000円	_____円	iii	(2) の「○」の数×100,000円	_____円		収入基準額 (i + ii + iii)	_____円			V		年間収入額 (表面の②)	_____円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>i</td><td>(3) で選択した基準額</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td>ii</td><td>(2) の「○」の数×60,000円</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td></td><td>(全員が○の場合は、○の数を1つ減らして計算)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>収入基準額 (i + ii)</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td style="text-align: center;">V</td></tr> <tr><td></td><td>年間収入額 (表面の②)</td><td style="text-align: right;">_____円</td></tr> </table>	i	(3) で選択した基準額	_____円	ii	(2) の「○」の数×60,000円	_____円		(全員が○の場合は、○の数を1つ減らして計算)			収入基準額 (i + ii)	_____円			V		年間収入額 (表面の②)	_____円
i	(3) で選択した基準額	_____円																																			
ii	(2) の「◎」の数×150,000円	_____円																																			
iii	(2) の「○」の数×100,000円	_____円																																			
	収入基準額 (i + ii + iii)	_____円																																			
		V																																			
	年間収入額 (表面の②)	_____円																																			
i	(3) で選択した基準額	_____円																																			
ii	(2) の「○」の数×60,000円	_____円																																			
	(全員が○の場合は、○の数を1つ減らして計算)																																				
	収入基準額 (i + ii)	_____円																																			
		V																																			
	年間収入額 (表面の②)	_____円																																			

→ 【要件】②の年間収入額が収入基準額より低いこと。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。